

令和5年5月16日

保護者の皆様

愛媛県立内子高等学校長 和田 俊之
(小田分校)

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素から、本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、愛媛県教育委員会から、学校における新型コロナウイルス感染症対策についての通知があり、それに従って、本校では、5月8日（月）からの感染症対策について、下記のとおり対応いたします。

保護者の皆様におかれましては、お子様が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き、御家庭におかれましても感染対策に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

- 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

※「発症した後」「症状が軽快した後」については、それぞれ「発症した翌日」「症状が軽快した翌日」からの起算となります。

2 学校における新型コロナウイルス感染症対策

- 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなりました。よって、従前であれば濃厚接触者として行動制限及びその協力要請をしていた状況にある場合も、直ちに出席停止の対象とはしません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、自宅での休養をお願いします。また、学校において発熱等の症状が見られる場合も、安全に帰宅させるとともに、症状がなくなるまでは、自宅での休養をお願いします。これらの場合、従前とは異なり「欠席・欠課扱い」となります。
- 気候上可能な限り、常時換気に努めます。また、手洗いやうがいを励行し、咳エチケットを守るよう指導します。御家庭におかれましても、ハンカチやティッシュを常に携行するよう御指導願います。
- 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、感染症流行時等には、生徒・教職員に着用を促すことがあります。
- 部活動において感染者が確認された場合は、活動状況を確認の上、校長判断により県立学校の部活動停止の統一基準に基づき対応します。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「身体的距離の確保」「大声での発声を控える」などの措置を一時的に講じます。
- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあつた生徒の出欠の取扱いについては、引き続き、状況を検討した上、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」については「出席停止」として扱います。具体的な状況についてホームルーム担任まで御連絡ください。